

○和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則

昭和54年10月9日

規則第89号

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則を次のように定める。

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則

(目的)

第1条 この規則は、沿岸漁業従事者等の経営の健全な発展等に資するため、沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号。以下「法」という。)に基づく沿岸漁業従事者等、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。)第12条第1項の認定中小企業者又は当該認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が農商工等連携促進法第4条第2項第2号ハに掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者(以下「認定中小企業者」という。)及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。)第5条第1項の認定を受けた農林漁業者等(当該農林漁業者等が団体である場合にあっては、その構成員又は出資者を含む。)に係る同条第4項第3号に掲げる措置を行う同項に規定する者(以下「促進事業者」という。)に対する経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付けを行うことについて必要な事項を定めることを目的とする。

(平21規則64・全改、平23規則43・平25規則37・一部改正)

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(平7規則5・令4規則40・一部改正)

(貸付け)

第3条 知事は、法、沿岸漁業改善資金助成法施行令(昭和54年政令第124号)、沿岸漁業改善資金助成法施行規則(昭和54年農林水産省令第22号)、農商工等連携促進法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令(平成20年政令第234号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令(平成20年農林水産省令第48号)、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。)、農林漁業有機

物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令(平成20年政令第296号)、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則(平成20年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号)、六次産業化法、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令(平成23年政令第15号)、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則(平成23年農林水産省令第7号)、沿岸漁業改善資金助成法施行令第2条の表第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件(令和4年農林水産省告示第535号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令第4条第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件(令和4年農林水産省告示第536号)、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。)、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行令(令和4年政令第229号)、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則(令和4年農林水産省令第42号)、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「東日本大震災特財法」という。)及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第132号。以下「東日本大震災特財令」という。)の定めるところによるほか、この規則の定めるところにより、予算の範囲内において沿岸漁業従事者等に対し、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金(以下「沿岸漁業改善資金」という。)を貸し付け、認定中小企業者又は促進事業者に対しては、経営等改善資金(別表に掲げる操船作業省力化機器等設置資金、漁ろう作業省力化機器等設置資金、補機関等駆動機器等設置資金、燃料油消費節減機器等設置資金、新養殖技術導入資金、資源管理型漁業推進資金及び環境対応型養殖業推進資金に限る。)を貸し付けるものとする。

(昭55規則65・平7規則5・平21規則43・平21規則64・平23規則43・令4規則40・令6規則45・一部改正)

(貸付対象等)

第4条 沿岸漁業改善資金の貸付対象、貸付限度額及び償還期間等は別表のとおりとし、償還金は毎年1回均等払いとする。ただし、東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)に

より著しい被害を受け、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物(その加工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者で、原子力災害(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)による影響を受けているものにおいては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後令和6年3月31日までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも別表の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ3年延長して適用するものとする。

- 2 前項の貸付けに係る1沿岸漁業従事者等、1認定中小企業者又は1促進事業者の貸付金の合計額は、知事が特に必要があると認めた場合を除き、5,000万円以内とする。

(昭55規則65・平7規則5・平21規則43・平21規則64・平23規則43・平28規則53・平29規則30・平30規則56・平31規則7・平31規則35・令2規則51・令3規則167・令4規則40・令6規則45・一部改正)

第5条 沿岸漁業改善資金の貸付対象となる沿岸漁業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 無動力漁船及び総トン数20トン未満の動力漁船(搭載船を除く。以下同じ。)を使用して、又は漁船を使用しないで行う水産動植物の採捕の事業
- (2) 漁具を定置して行う水産動物の採捕の事業(前号に該当するものを除く。)で特に知事が認めるもの
- (3) 水産動植物の養殖の事業

(昭55規則65・平14規則53・平21規則64・平25規則37・一部改正)

(借受資格)

第6条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けることができる者(以下「貸付対象者」という。)

は、次の各号に掲げるもののうち、別表に規定する貸付基準に適合するものとする。

- (1) 沿岸漁業従事者たる個人
- (2) 沿岸漁業従事者たる個人の組織する団体
- (3) 沿岸漁業を営む会社でその常時使用する従業者の数が20人以下であるもの
- (4) 認定中小企業者
- (5) 促進事業者

- 2 前項第2号に掲げる団体のうち法人格のないものにあつては、次に掲げる条件を併せ有するものでなければならない。

(1) 漁業生産又は漁業技術の改善等を共同して又は集団的に行うことを目的として組織され、かつ実体的活動を現に行っているものであること。

(2) 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有するものであること。

(昭55規則65・平14規則53・平21規則43・平21規則64・平23規則43・一部改正)

(連帯保証人又は担保)

第7条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとする者は、別に定めるところにより連帯保証人を立てなければならない。

2 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとする者が、前項の連帯保証人を立てることができないことについてやむを得ない事情があると知事が認める場合であつて、適当な担保を提供することができるときは、貸付けを受けようとする者は、連帯保証人に替えて担保を提供することができる。

3 知事は、貸付金債権を保全するため必要があると認める場合は、沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者に対し、連帯保証人の追加若しくは交替又は担保の追加若しくは変更を求めることができる。

4 前項の規定により追加又は変更を求める場合の担保は、沿岸漁業改善資金により導入した機械及び施設を優先させるものとする。

(平7規則5・追加、平21規則64・一部改正)

(貸付資格の認定の申請)

第8条 法第7条第1項の都道府県知事の認定(次条及び第13条において「貸付資格の認定」という。)を受けようとする者(以下この条及び次条において「申請者」という。)は、貸付資格認定申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、これを申請者(申請者が認定中小企業者である場合は、当該認定中小企業者と共同して農商工等連携促進法第4条第1項の認定を受けた沿岸漁業従事者等)の住所地をその地域内に含む漁業協同組合(以下「漁協」という。)を経由して知事に提出しなければならない。ただし、申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、第2号に掲げる収支計画書の添付を要しない。

(1) 事業計画書(別記第2号様式。農商工等連携促進法第8条第1項に規定する認定農商工等連携事業にあつては同法第5条第3項に規定する認定農商工等連携事業計画を、農林漁業バイオ燃料法第2条第3項に規定する生産製造連携事業にあつては同法第5条第2項に規定する認定生産製造連携事業計画を、六次産業化法第9条第1項に規定する認定総合化事業にあつては同法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画を、みどりの食料システム法第2条第4項に規定する環境負荷低減事業活動にあつては同法第20条第3項

に規定する認定環境負荷低減事業活動実施計画又は同法第22条第3項に規定する認定特定環境負荷低減事業活動実施計画を含む。)

(2) 経営等改善資金の貸付け又は青年漁業者等養成確保資金のうち漁業経営開始資金の貸付けを受けようとする場合にあっては、収支計画書(別記第3号様式)

(3) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、申請者がやむを得ない理由により貸付資格認定申請書(前項各号に掲げる書類を含む。以下同じ。)を漁協を経由して提出することが困難であると認めるときは、当該地区を管轄する振興局長(以下「振興局長」という。)を経由して提出させるものとする。

3 漁協は、第1項の貸付資格認定申請書を受理したときは、速やかに振興局長にこれを送付するものとする。

4 振興局長は、第2項の規定による貸付資格認定申請書の提出又は前項の規定による貸付資格認定申請書の送付があったときは、速やかにこれを知事に進達するものとする。

(平7規則5・平10規則17・平12規則78・平16規則3・平18規則38・平21規則43・平21規則64・平23規則43・平25規則37・平31規則7・令4規則40・令6規則45・一部改正)

(貸付資格の認定)

第9条 知事は、前条の貸付資格認定申請書を受理したときは、法第8条の規定に基づきその内容を審査し、適当と認めるときは、貸付資格の認定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による貸付資格の認定を行ったときは、当該申請者に対し、貸付資格認定通知書(別記第4号様式)によりその旨を通知するとともに、漁協及び振興局長にその旨を通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定による審査の結果、貸付資格の認定を行うことが適当でないとき認めるときは、その旨を当該申請者、漁協及び振興局長に通知するものとする。

(平25規則37・全改、令4規則40・一部改正)

(貸付けの申請及び決定)

第10条 沿岸漁業改善資金の貸付け(以下この条及び第12条において「資金の貸付け」という。)を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、第8条の貸付資格認定申請書と併せ、貸付申請書(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の貸付申請書を受理したときは、その内容を審査し、資金の貸付けを行うことが適当であると認める場合には、当該申請者に対し、資金の貸付けの決定(以下「貸付決定」という。)を行い、及び貸付決定通知書(別記第6号様式)によりその旨を通知する

とともに、漁協及び振興局長にその旨を通知するものとする。

- 3 知事は、前項の規定による審査の結果、貸付を行うことが適当でないとき、その旨を当該申請者、漁協及び振興局長に通知するものとする。

(令4規則40・追加)

(借用証書)

- 第11条 貸付決定を受けた者は、借用証書(別記第7号様式)を漁協及び振興局長を経由して知事に提出しなければならない。

(昭55規則65・平7規則5・平10規則17・平12規則78・平18規則38・一部改正、令4規則40・旧第10条繰下・一部改正)

(事業の完了及び事業実施報告)

- 第12条 資金の貸付けを受けた者(以下この条及び第16条において「借受者」という。)は、当該資金の貸付けを受けた日以降3か月(漁業経営開始資金にあつては6か月)以内に当該資金の貸付けに係る事業を完了しなければならない。ただし、当該期間内に貸付金の使用を完了することが著しく困難な場合は、知事の承認を受けて、この期間を延長することができる。

- 2 借受者は、前項の事業完了後20日以内に事業実施報告書(別記第8号様式)に適切な事業実施を証明する書類を添えて漁協及び振興局長を経由して知事に提出しなければならない。

(昭55規則65・平10規則17・平12規則78・平18規則38・平21規則43・平21規則64・一部改正、令4規則40・旧第11条繰下・一部改正)

(貸付資格の認定の取消し)

- 第13条 知事は、貸付資格の認定を受けた者が当該貸付資格の認定を受けた日から当該貸付資格の認定に係る事業が完了する日までの間において、当該事業に係る計画を達成することができなくなったと認める場合は、当該貸付資格の認定を取り消すものとする。

(令4規則40・追加)

(支払猶予の申請)

- 第14条 法第10条の規定による償還金の支払猶予を申請しようとする者は、支払猶予申請書(別記第9号様式)に知事が指定する者の証明書を添え、これを償還期限(分割払の場合の各支払期日を含む。)の30日前までに漁協及び振興局長を経由して知事に提出しなければならない。

(平12規則78・平18規則38・一部改正、令4規則40・旧第12条繰下・一部改正)

(支払猶予の決定)

第15条 知事は、前条の申請書を受理したときは、審査の上、償還金の支払猶予の可否の決定を行い、当該申請者に対し、支払猶予決定通知書(別記第10号様式)によりその旨を通知するとともに、漁協及び振興局長にその旨通知するものとする。

(平12規則78・平18規則38・一部改正、令4規則40・旧第13条繰下・一部改正)

(報告及び検査)

第16条 知事は、必要があると認めるときは、漁協又は借受者に対して必要な報告を求め、又は貸付金に関する事業の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

(平18規則38・旧第15条繰上・一部改正、平21規則64・一部改正、令4規則40・旧第14条繰下・一部改正)

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、沿岸漁業改善資金の貸付け等に関し必要な事項は、別に定める。

(平18規則38・旧第16条繰上、平21規則64・一部改正、令4規則40・旧第15条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和54年度の貸付金から適用する。

附 則(昭和55年9月2日規則第65号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則(昭和57年2月27日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和57年1月25日から適用する。

附 則(昭和59年11月17日規則第95号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年5月20日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年11月4日規則第74号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年10月15日規則第72号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年11月11日規則第87号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年12月15日規則第58号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年7月24日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年6月28日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年10月2日規則第66号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、平成4年7月1日から適用する。

附 則(平成5年3月31日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年1月24日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、平成6年8月17日から適用する。

附 則(平成7年4月28日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年7月7日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年6月28日規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月30日規則第17号)抄
(施行期日)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成10年10月30日規則第97号)

この規則は、公布の日から施行し、平成10年4月8日から適用する。

附 則(平成12年3月31日規則第56号)

この規則は、公布の日から施行し、平成11年5月21日から適用する。

附 則(平成12年3月31日規則第78号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年6月27日規則第157号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、平成12年5月17日から適用する。

附 則(平成14年3月29日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年1月13日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第38号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第43号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成21年8月7日規則第64号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年7月15日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第37号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年7月26日規則第57号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年4月15日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年5月30日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年5月1日規則第56号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月12日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年4月26日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年6月12日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年6月25日規則第167号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年10月28日規則第40号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和6年3月29日規則第45号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表(第4条関係)

(平23規則43・全改、平25規則37・平31規則7・令6規則45・一部改正)

区分	貸付対象		貸付限度額		償還期間等
	種類	内容	単独の場合	併用の場合	
経営 等改 善資 金	操船作 業省力 化機器 等設置 資金 又は装置(以下「機器等」という。)の設置に必要な資金	(1) 自動操舵装置の設置費用	1台につき 100万円	500万円	7年以内(据置期間1年以内を含む。)。ただし、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間3年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第
		(2) 遠隔操縦装置の設置費用	1台につき 50万円		
		(3) サイドスラスターの設置費用	1台につき 400万円		
		(4) レーダーの設置費用	1台につき 180万円		
		(5) 自動航跡記録装置の設置費用	1台につき 120万円		
		(6) GPS受信機の設置費用	1台につき 130万円		

					10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間1年以内を含む。)、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間3年以内を含む。)、みどりの食料システム法第25条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間1年以内を含む。)
漁ろう作業省力化機器等設置資金	動力式釣り機その他の漁ろう作業を省力化するための機器等の設置に必要な資金	(1) 動力式釣り機の設置費用	1件につき 500万円	500万円	7年以内(据置期間1年以内を含む。)。ただし、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間3年以内を含む。)
		(2) ラインホーラー等の揚縄機の設置費用	1台につき 120万円		
		(3) ネットホーラー等の揚網機の設置費用			
		(4) 漁業用ソナーの設置費用	1台につき 500万円		
		(5) カラー魚群探知機の設置費用	1台につき 150万円		

		(6) 海水冷却装置の設置費用	1台につき 180万円		む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間1年以内を含む。)、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間3年以内を含む。)、みどりの食料システム法第25条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間1年以内を含む。)
		(7) 巻取りウインチの設置費用	1台につき 500万円		
		(8) 放電式集魚灯の設置費用	1セットにつき 200万円		
		(9) 漁業用クレーンの設置費用	1台につき 400万円		
		(10) 漁獲物等処理装置の設置費用	1台につき 500万円		
		(11) 海水殺菌装置の設置費用	1台につき 300万円		
		(12) 潮流計の設置費用	1台につき 500万円		
補機関等駆動機器等設置資金	操船作業省力化機器等設置資金及び漁ろう作業省力化機器等設置資金に規定する機器等を駆動し、又は作動させるための補機	(1) 補機関(動力取出装置付き推進機関を含む。)の設置費用	1台につき 400万円	500万円	
		(2) 油圧装置の設置費用	1台につき 500万円		

	関その他の機器等の設置に必要な資金				年以内(据置期間3年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間1年以内を含む。)、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間3年以内を含む。)、みどりの食料システム法第25条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間1年以内を含む。)
燃料油消費削減機器等設置資金	推進機関その他の漁船に設置される機器等であって、通常の様式のもの又は通常的方式による	(1) 漁船用環境高度対応機関(プロペラ、プロペラシャフト及び付属品を含む。)の設置費用 (2) 定速装置の設置費用	1台につき2,400万円 1台につき120万円	2,500万円	7年以内(据置期間1年以内を含む。)。ただし、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金

	ものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金	(3) 発光ダイオード式集魚灯の設置費用	1セットにつき 1,300万円		助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間3年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間1年以内を含む。)、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間3年以内を含む。)、みどりの食料システム法第25条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間1年以内を含む。)
新養殖技術導入資金	農林水産大臣が定める基準に基づき、農林水産大臣が定める種	農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は農林水産大臣が定める養殖技術を導	1個人につき 400万円(団体構成員1人に	400万円	4年以内(据置期間2年以内を含む。)。ただし、農商工等連携促

	<p>類に属する水産動植物の養殖の技術(以下「養殖技術」という。)</p> <p>又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において、当該技術により水産動植物の養殖を行うのに必要な資金</p>	<p>入して水産動植物の養殖を行う場合における次に掲げる費用</p> <p>(1) 養殖施設の設置費用</p> <p>(2) 種苗の購入費又は生産費用</p> <p>(3) 飼料の購入費用</p>	<p>つき400万円、会社である場合は1社につき400万円)</p>		<p>進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては5年以内(据置期間3年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては5年以内(据置期間2年以内を含む。)、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては5年以内(据置期間3年以内を含む。)、みどりの食料システム法第25条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては5年以内(据置期間2年以内を含む。)</p>
資源管理型漁	<p>農林水産大臣が定める基準に基</p>	<p>(1) 水産資源の管理に関する取決めにに基づき、</p>	<p>1,200万円</p>	<p>1,200万円</p>	<p>10年以内(据置期間3年以内を含む。)</p>

<p>業推進 資金</p>	<p>づき、水産資源の管理に関する取決めを締結して水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入(当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。)を行うために必要な機器等の購入又は設置に必要な資金</p>	<p>資源管理措置(漁具・漁法の制限、操業時間又は期間の制限、禁漁区の設定、体長制限等)を実施するのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用</p> <p>(2) (1)と併せて、低利用・未利用資源の開発・利用措置と漁獲物の付加価値の向上措置を行う場合における次に掲げる費用</p> <p>ア 低利用・未利用資源の開発・利用を行うのに必要な漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用</p> <p>イ 漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、蓄養施設等又は加工のための施設(加工機械、選別機、洗浄機、包装機、冷凍冷蔵庫等を含む。)の設置費用</p>	<p>む。)。ただし、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては12年以内(据置期間5年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては12年以内(据置期間3年以内を含む。)、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては12年以内(据置期間5年以内を含む。)、みどりの食料システム法第25条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあっては12年以内(据置期間3年以内を含む。)</p>
-------------------	--	---	--

<p>環境対応型養殖業推進資金</p>	<p>農林水産大臣が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取決めを締結して養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等(資材を含む。)の購入又は設置に必要な資金</p>	<p>漁場の保全に関する取組に基づき、養殖密度を適正化し、投餌の内容・量・方法を改善し、及び薬品・漁網防汚剤の使用を適正化する場合における次に掲げる費用</p> <p>(1) 養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容・量・方法の改善を行うのに必要な造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等の購入費用又は設置費用</p> <p>(2) 養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うのに必要な高耐波性いけす・金網いけす、自動網いけす洗浄機、附着物駆除用生物培養器、酸素供給装置、水流発生装置、ばっ気装置等の設置費用</p> <p>(3) (1)又は(2)に関連して必要な餌料成分分析機、水質・底質測定機、残留検査・肉質検査機器、蓄養施設、医薬品、飼料、水産廃棄物高度処理機、ワクチン注射</p>	<p>2,000万円</p> <p>(漁場環境適正化管理協定に基づく取組にあつては、</p> <p>1,200万円)</p>	<p>2,000万円</p>	<p>10年以内(据置期間3年以内を含む。)。ただし、農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては12年以内(据置期間5年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては12年以内(据置期間3年以内を含む。)、六次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては12年以内(据置期間5年以内を含む。)、みどりの食料システム法第25条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては12年以内(据</p>
---------------------	--	---	--	----------------	--

		装置、固形物回収装置、水質ロガー、漁場管理ソフト等の購入費用又は設置費用			置期間3年以内を含む。)
乗組員安全機器等設置資金	漁船に設置される転落防止用機器等 すしその他の漁船の乗組員の生命又は身体の安全資金	(1) 転落防止用すりの設置費(機器購入費及び工事費を含む。) (2) 安全カバー装置設置費用 (3) 揚網機安全装置の設置費用	50万円 40万円	150万円	5年以内(据置期間1年以内を含む。)
救命消防設備購入資金	漁船に備え付けられる救命胴衣その他の救命設備又は消火器その他の消防設備の購入に必要な資金	(1) 救命胴衣の購入費用 (2) 消火器の購入費用 (3) イーパブの購入費用 (4) レーダートランスポンダの購入費用 (5) 小型漁船緊急連絡装置の購入費用	10万円 60万円 65万円 130万円	130万円	2年以内(据置期間なし。) 5年以内(据置期間なし。)
漁船転覆防止機器等設置資金	漁獲物の横移動防止装置その他の漁船の転覆又は沈没を防止するための機器等の設置に必要な資金	(1) 漁獲物の横移動防止装置の設置費用(機器購入費及び工事費を含む。) (2) 甲板下の魚そうの設置費用	30万円 100万円	150万円	5年以内(据置期間1年以内を含む。)
漁船衝突防止機器等購入資金	レーダー反射機その他の漁船の衝突を防止するための機器等の購入又は設置に必要な資金	(1) レーダー反射機の設置費用(機器購入費及び工事費を含む。) (2) 無線電話の設置費用	40万円	120万円	5年以内(据置期間なし。)

	漁具損壊防止機器等購入資金	漁具の標識その他の敷設された漁具の船舶による損壊を防止するための機器等の購入に必要な資金	漁具の標識(灯火付きブイ及びレーダー反射機付きブイ)の購入費用	個人にあつては70万円、団体にあつては130万円	個人にあつては70万円、団体にあつては130万円	5年以内(据置期間なし。)
生活改善資金	生活合理化設備資金	生活の合理化に資する設備又は装置の設置に必要な資材の購入に必要な資金	(1) し尿浄化装置又は改良便所の設置に必要な資材の購入費用	30万円	30万円	3年以内(据置期間なし。)
			(2) 自家用給排水施設の設置に必要な資材の購入費用	10万円	10万円	2年以内(据置期間なし。)
			(3) 太陽熱利用温水装置の設置に必要な資材の購入費用			
住居利活用方式改善資金	家族関係の近代化又は家族労働の合理化を図るために行う居室の独立、台所の改善その他住居の利用方式の改善に必要な資金	(1) 居室(居間・寝室・子供室・老人室等)の内部改造に必要な費用	150万円	150万円	7年以内(据置期間なし。)	
		(2) 炊事施設(炊事場・食事室等)の内部改造に必要な費用				
		(3) 衛生施設(浴室・便所・洗面所)の内部改造に必要な費用				
		(4) 家事室等(家事室・更衣室・土間等)の内部改造に必要な費用				
婦人・高齢者活動資金	婦人又は高齢者であつて、沿岸漁業の従事者又	(1) 機器等(漁船用機器・漁具・養殖施設・加工用機器等)の設置	80万円	80万円	3年以内(据置期間なし。)	

金	はその家族であるものの活動の場の確保を通じて家族関係の円滑化を図るためこれらの者が共同して行う水産動植物の採捕、養殖若しくは加工その他の生産活動に必要な機器等の設置又は当該機器等を使用して行う当該生産活動に必要な資金	費用 (2) 機器等を使用して行う生産活動に要する費用(種苗費、餌料費、加工用原材料費、資材費等)			
青年漁業者等養成確保資金	青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得するための研修で、農林水産大臣が定める基準に適合するものを受けるのに必要な資金	農林水産大臣が定める基準に適合する研修を受けるのに必要な費用(旅費、教材費、授業料、視察費等)	国内研修を受ける場合には、1人につき180万円。ただし、月額15万円を限度として、貸付研修期間は12月を最大とする。国外研修を受け	国内、国外研修を併せて実施する場合には、280万円	国内研修にあっては、5年以内(据置期間1年以内を含む。)国外研修にあっては、5年以内(据置期間1年以内を含む。)

			る場合に あつては、 1人につき 100万円		
高度経営技術習得資金	青年漁業者が行う近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の習得で、農林水産大臣が定める基準に適合するものに必要な資金	経営方法又は技術の習得で農林水産大臣が定める基準に適合するものに必要な費用(パソコン、ファクシミリ並びに制御装置(制御用コンピューター、各種センサー類)及び関連機器(制御装置と直接連動する部分に限定する。)の購入費用等)	青年漁業者1人又は青年漁業者が組織する団体1につき150万円	150万円	5年以内
漁業経営開始資金	農林水産大臣が定める基準に基づき青年漁業者又はその組織する団体が近代的な沿岸漁業の経営を自ら行う場合に当該経営を開始するのに必要な資金	農林水産大臣が定める基準に基づき沿岸漁業の経営を開始するのに必要な費用(漁船の建造又は取得費用、機器又は施設の設置費用、漁具・種苗又は餌料の購入費用等。ただし、農林水産大臣が定める費用を除く。)	青年漁業者1人又は青年漁業者が組織する団体1につき2,000万円。ただし、一の区分された沿岸漁業部門の経営の開始にあつては、800万円	2,000万円	10年以内(据置期間3年以内を含む。)。ただし、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては12年以内(据置期間3年以内を含む。)

別記第1号様式(第8条関係)

沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書

沿岸漁業改善資金助成法第7条第1項の規定に基づき、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画を作成したので、沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定を申請します。

年 月 日

和歌山県知事

様

所属漁協名 _____

住所 _____

(フリガナ)

氏名(又は名称及び代表者職氏名) _____

電話番号 _____

別記第2号様式(第8条関係)

その1

経営等改善措置に関する事業計画書

(経営等改善資金のうち新養殖技術導入資金、資源管理型漁業推進資金、環境対応型養殖業推進資金以外の資金)

1 総括表

申請者	購入設置する機器等			購入設置費	申請額
	種類名称	台(セット)数	単価		
			千円	千円	千円

(注) 申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、申請者欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を括弧書きで記載すること。

2 設置計画

資金種類	機器等の種類名称	メーカー型式名称	メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	装備する漁船	購入又は設置の予定時期
					登録番号 WK — 船名 総トン数 漁業種類 進水年月日 所有者氏名	

3 資金計画

購入設置費	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円	千円

事業計画書作成上の留意事項

- 1 機器等について基準を示してあるものについては、基準を満たしていることが分かるカタログ、取扱説明書若しくは設計図又はこれらの写しを添付すること。
- 2 資金種類欄には操船作業省力化機器等設置資金等ごとの種類を記入すること。
- 3 メーカー型式名称欄には購入予定機器等のメーカー呼称型式のあるものにつき記入すること。
- 4 メーカー名称及び施工者名称欄には購入予定機器等のメーカー名称及び取付け又は装備を行う施工者の名称を記入すること。
- 5 機器等の内容欄には施設の性能若しくは出力、制御する施設の出力又は工事の内容及び範囲等を記入すること。この場合において、同内容のカタログ又は見積書等をこれらの記載に代えて添付することができる。

〔例〕 自動操舵装置 ^だ磁気コンパスパイロット式
 操舵機 電動〇kW
 遠隔操縦装置 推進機関〇kW用
 動力式釣り機 〇漁業用、電動〇kW
 ラインホーラー 巻上げ速度〇m/min
 ネットホーラー 巻上げ速度〇m/min
 漁獲物等処理装置 漁獲物等の水揚げ作業又は水揚げ後の漁獲物等の処理作業の省力化の内容
 補機関 〇用〇kW(動力取出装置のみの場合にあっては取出し出力〇kWとして記入すること。)
 漁船用環境高度対応機関 〇kW
 定速装置 〇〇用
 安全カバー装置 揚網機駆動軸カバー〇製
^{びょう}揚錨機カバー〇製
^{びき}揚網機安全装置 船曳網用、底曳網用、〇〇用
 漁獲物の横移動防止装置 魚槽 長さ〇m×幅〇m×深さ〇mを〇個に仕切る。
 荷止板 〇製長さ〇m×幅〇m×厚さ〇cm×〇枚
 隔壁 〇製厚さ〇cm〇枚設置(防熱〇材厚さ〇cm)
 魚溜め 〇製長さ〇m×幅〇m×深さ〇m
 レーダー反射器 多板組立式有効反射面積〇m²(吊下式)
 無線電話 〇Hz〇W
 レーダー反射器付ブイ 多板組立式有効反射面積〇m²

その2

経営等改善措置に関する事業計画書(新養殖技術導入資金)

1 総括表

申請者					購入設置費		A+B+C+D		千円
養殖水産動物の種類					申請額		千円		
内容	養殖施設の内容	施設の名称 (メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置時期			
				円	A千円	年 月 日～ 年 月 日			
	種苗の購入	種苗の大きさ cm	数量	単価	金額	購入時期		購入先	
				円	B千円	年 月 日			
	種苗の生産	費	費	費	費	費	合計	生産数量	生産時期
	千円	千円	千円	千円	千円	C千円		年 ～ 年	
内容	餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期		購入先	
			kg	円	D千円	年 月 日			
	その他								
養殖技術の内容									
経営の概況		現在							
		今後							

(注) 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は申請者欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を括弧書きで記載し、連携先の沿岸漁業従事者等が取り組む内容を記載すること。

2 資金計画

購入設置費	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円	千円

その3

経営等改善措置に関する事業計画書(資源管理型漁業推進資金)

1 総括表

申請者	購入設置する機器等			購入設置費	申請額
	種類名称	台数	単価		
			円	千円	千円

(注) 申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、申請者欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を括弧書きで記載すること。

2 実施計画

(1) 資源管理措置

ア 資源管理の内容

資源管理対象漁場	
管理対象水産資源	
管理対象漁業種類	
資源管理の実施者	
水産資源の管理の方法	
取決めの有効期間	
取決めに違反した場合の措置	
その他	

(注) 申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、連携先の沿岸漁業従事者等が取り組む内容を記載すること。

イ 資源管理措置に必要な機器等

種類	名称	購入若しくは設置予定、保有済み又は共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの			
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期	装備する漁船
						登録番号 船名 総トン数 進水年月日 所有者氏名

(2) 低利用・未利用資源の開発・利用

ア 低利用・未利用資源の開発・利用の内容

低利用・未利用魚種		漁獲時期	月～	月
開発・利用の方法				

(注) 申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、連携先の沿岸漁業従事者等が取り組む内容を記載すること。

イ 低利用・未利用資源の開発・利用に必要な機器等

種類	名称	購入若しくは設置予定、保有済み又は共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの			装備する漁船
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期	
						登録番号 船名 総トン数 進水年月日 所有者氏名

(3) 付加価値向上措置

ア 活魚出荷を行う場合

(ア) 活魚出荷の内容

対象魚種		活魚出荷量	年間	t
活魚出荷の方法				

(注) 申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、連携先の沿岸漁業従事者等及び認定中小企業者がそれぞれの取り組む内容を記載すること。

(イ) 活魚出荷に必要な機器等

種類	名称	購入若しくは設置予定、保有済み又は共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの			装備する漁船
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期	
						登録番号 船名 総トン数 進水年月日 所有者氏名

イ 加工を行う場合

(ア) 加工の内容

対 象 魚 種		加工量(原料魚)	年間	t
加 工 の 方 法				

(注) 申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、連携先の沿岸漁業従事者等及び認定中小企業者がそれぞれの取り組む内容を記載すること。

(イ) 加工に必要な機器等

種類	名 称	購入若しくは設置予定、保有済み又は共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

3 資金計画

購入設置費	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円	千円

(注) 資金管理に関する取決めの写しを添付すること。

その4

経営等改善措置に関する事業計画書(環境対応型養殖業推進資金)

1 総括表

申請者	購入設置する機器等			購入設置費 千円	申請額 千円
	種類名称	台数	単価 円		

(注) 申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、申請者欄に連携先の沿岸漁業従事者等を括弧書きで記載すること。

2 実施計画

(1) 漁場環境適正化管理の内容

環境適正化管理対象漁場	
管理対象養殖魚種	
環境適正化管理の実施者	
環境適正化管理の方法	
管理協定の有効期間	
管理協定に違反した場合の措置	
その他	

(注) 申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、連携先の沿岸漁業従事者等が取り組む内容を記載すること。

(2) 養殖漁場環境の悪化防止措置

ア 投餌の内容・量・方法の改善の内容

現在の投餌の状況	
改善後の投餌の状況	

(注) 申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、連携先の沿岸漁業従事者等が取り組む内容を記載すること。

イ 投餌の内容・量・方法の改善に必要な機器等

種類	名称	購入若しくは設置予定、保有済み又は共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

(3) 養殖魚の安全性の確保措置

ア 薬品・漁網防汚剤の使用適正化の内容

現在の使用状況	
改善後の使用状況	

(注) 申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、連携先の沿岸漁業従事者等が取り組む内容を記載すること。

イ 薬品・漁網防汚剤の使用適正化に必要な機器等

種類	名称	購入若しくは設置予定、保有済み又は共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

(注) 申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、連携先の沿岸漁業従事者等が取り組む内容を記載すること。

(4) (2)及び(3)に関連して必要な機器等

種 類	名 称	購入若しくは設置予定、保有済み又は共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

3 資金計画

購 入 設 置 費	資 金 調 達 方 法		
	沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	そ の 他
千円	千円	千円	千円

(注) 漁場環境適正化管理協定の写しを添付すること。

その5

生活改善措置に関する事業計画書（生活改善資金）

1 総括表

申請者	氏名	家族員	父 母 本人 本人の妻 夫 子供 人
			兄弟 人 内沿岸漁業従事者 人
		世帯主との続柄	
経営の概況	主たる漁業種類	漁船総トン数	隻
	漁業所得	万円	世帯総所得 万円
養殖業の概況	養殖の種類	養殖の方法	
	養殖尾数	施設数	
	年間生産量	施設面積	
	年間生産額	世帯総所得	

2 事業計画(資金使途)

生活合理化設備資金	住居利用方式改善資金	改善を必要とする理由	
(1) し尿浄化装置改良便槽 (2) 自家用給排水施設 (3) 太陽熱利用温水装置 (主たる改善工事に◎印を付けること。)	(1) 居間 寝室 子供室 老人室 (2) 炊事場 食事室 (3) 浴室 便所 洗面所等 (4) 家事室 更衣室 土間等	施工予定	
		着工 年 月 日	
		竣工 年 月 日	
工事内容 工事面積…… 改善工事の構造内容…… 仕上げの種類……		資材購入費 千円 工事費 千円 合計 千円	

3 資金計画

総事業費	資金調達方法			備考
	沿岸漁業改善資	自己資金	その他	
千円	千円	千円	千円	住公借入の有 無 制度融資借入の有 無

4 普及指導員の意見

普及指導員氏名 ㊟

その6

生活改善措置に関する事業計画書(婦人・高齢者活動資金)

1 総括表

申請主体の名称	代表者の氏名	参加人数		
		総計	男	女
		人	人	人
申請主体の概況				

(注) 構成員の年齢構成については、概況欄に記入すること。

2 事業計画

貸付対象活動の態様及び内容	事業実施に必要な経費			
	機器、設備、材料等	員数	単価	金額
活動の態様			円	千円
活動の内容及び方法				
	計			

(注) 活動の態様は、例えば「まだい養殖」、「うに加工」というように記入すること。

その7

青年漁業者等養成確保措置に関する事業計画書(研修教育資金)

1 総括表

申請者		自ら研修を受ける者又は使用者の別	
申請額	人		千円
研修を受ける機関名又は漁家(国外研修にあっては派遣機関名)	国外	国内	
上記所在地(住所) (国外研修にあっては研修を受ける国)			
研修の名称 (研修コース名)	教育・試験研究機関等研修 漁家研修	海外研修 資格取得講習	(研修コース名)
研修期間	年 月 日～ 年 月 日(日間)		

2 従業者の技能改善、資格取得計画(使用者)

	現況	過去3年実績	将来計画			
	年月日		年度	年度	年度	計
従業員数	・ 人					
研修機関(部門)						
研修人員						
研修機関(部門)						
研修人員						
研修人員計						

その8

青年漁業者等養成確保措置に関する事業計画書(高度経営技術習得資金)

1 総括表

申請者	購入する機器等			購入費 千円	申請額 千円
	種類名称	台数	単価 円		

2 導入する機器の利用計画

導入する機器 の利用計画	
-----------------	--

3 資金計画

購入費	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他

その9

青年漁業者等養成確保措置に関する事業計画書

(経営開始資金のうち部門経営開始資金を除く資金・漁船漁業用)

1 総括表

申請者					購入及び設置費	千円
開始する漁業の種類					申請額	千円
内容	漁船の建造、取得又は改造	建造、取得又は改造の別	トン数	馬力数	金額	建造、取得又は改造の時期
			t	kW	千円	年 月 日 ～ 年 月 日
	漁具の購入	漁具の名称 (メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置時期
				円	千円	年 月 日 ～ 年 月 日
	機器等(漁具を除く。)購入	機器等の名称	数量	単価	金額	購入又は設置時期
				円	千円	年 月 日 ～ 年 月 日
	餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期及び購入先
			円	千円	年 月 日	
燃料の購入	燃料の種類	数量	単価	金額	購入時期及び購入先	
			円	千円	年 月 日	
その他						

2 漁業経営開始計画

(1) 漁業経営開始の動機

(2) 家族構成と労働

氏名	続柄	年齢	住所	漁業従事 日 数 (予定)	漁業従事 内 容 (予定)	備考 (漁業経歴：学校、研 修、雇われ漁業等)
	本人					

(3) 資金計画

	事業内容		資金調達方法			備考
	機器等の種類	金額	沿岸漁業 改善資金	自己資金	その他	
1年目						
2年目						
3年目						
合 計						

(注) 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入すること。

3 経営の基本的方針(将来構想を含む。)

(注) 本資金により漁業経営の基礎を形成し、一定の所得が得られるようになった後、漁業経営をどのように発展させていくかについて、できる限り具体的に記入すること。

その10

青年漁業者等養成確保措置に関する事業計画書

(経営開始資金のうち部門経営開始資金を除く資金・養殖漁業用)

1 総括表

申請者						購入及び設置費	千円
開始する漁業の種類						申請額	千円
内容	漁船の建造、取得又は改造	建造、取得又は改造の別	トン数	馬力数	金額	建造、取得又は改造の時期	
			t	kW	千円	年 月 日	年 月 日
	養殖施設の内容	施設の名称(メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置時期	
				円	千円	年 月 日	年 月 日
	種苗の購入	種苗の種類及び大きさ	数量	単価	金額	購入時期及び購入先	
		cm		円	千円	年 月 日	
餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期及び購入先		
			円	千円	年 月 日		
その他							

2 漁業経営開始計画

(1) 漁業経営開始の動機

(2) 家族構成と労働

氏名	続柄	年齢	住所	漁業従事 日 数 (予定)	漁業従事 内 容 (予定)	備考 (漁業経歴：学校、研 修、雇われ漁業等)
	本人					

(3) 資金計画

	事業内容		資金調達方法			備考
	機器等の種類	金額	沿岸漁業 改善資金	自己資金	その他	
1年目						
2年目						
3年目						
合 計						

(注) 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入すること。

3 経営の基本的方針(将来構想を含む。)

(注) 本資金により漁業経営の基礎を形成し、一定の所得が得られるようになった後、漁業経営をどのように発展させていくかについて、できる限り具体的に記入すること。

その11

青年漁業者等養成確保措置に関する事業計画書

(経営開始資金のうち部門経営開始資金・漁船漁業用)

1 総括表

申請者					購入及び設置費	千円	
開始する漁業の種類					申請額	千円	
内容	漁船の改造	トン数	馬力数	金額	改造の時期		
		t	kW	千円	年 月 日 ~ 年 月 日		
	漁具の購入	漁具の名称 (メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置時期	
				円	千円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	機器等(漁具を除く。)購入	機器等の名称	数量	単価	金額	購入又は設置時期	
				円	千円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期及び購入先	
				円	千円	年 月 日	
	燃料の購入	燃料の種類	数量	単価	金額	購入時期及び購入先	
				円	千円	年 月 日	
その他							

2 自家経営の概要

(1) 経営主との関係

申請者の年齢		経営主との続柄	
経営主の氏名		経営主の年齢	
経営主の住所			

(2) 経営主の経営概況

経営規模及び販売金額				所得(千円)	
漁業種類	使用漁船トン数	漁獲量	販売金額(千円)	漁業所得	
				漁業所得	
				漁業外所得	
計				計	

3 漁業経営開始計画

(1) 開始しようとする部門経営の計画の概要と将来の構想

(2) 資金計画

	事業内容		資金調達方法			備考
	機器等の種類	金額	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他	
1年目						
2年目						
3年目						
合計						

(注) 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入すること。

その12

青年漁業者等養成確保措置に関する事業計画書

(経営開始資金のうち部門経営開始資金・養殖漁業用)

1 総括表

申請者					購入及び設置費	千円
開始する漁業の種類					申請額	千円
内容	漁船の建造、取得又は改造	建造、取得又は改造の別	トン数	馬力数	金額	建造、取得又は改造の時期
			t	kW	千円	年 月 日 ~ 年 月 日
	養殖施設の内容	施設の名称(メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置時期
				円	千円	年 月 日 ~ 年 月 日
	種苗の購入	種苗の種類及び大きさ	数量	単価	金額	購入時期及び購入先
			cm	円	千円	年 月 日
餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期及び購入先	
			円	千円	年 月 日	
その他						

2 自家経営の概要

(1) 経営主との関係

申請者の年齢		経営主との続柄	
経営主の氏名		経営主の年齢	
経営主の住所			

(2) 経営主の経営概況

経営規模及び販売金額					所得(千円)	
養殖魚種	養殖方式	養殖規模	生産量	販売金額 (千円)	漁業所得	
					漁業外所得	
計					計	

3 漁業経営開始計画

(1) 開始しようとする部門経営の計画の概要と将来の構想

(2) 資金計画

	事業内容		資金調達方法			備考
	機器等の種類	金額	沿岸漁業 改善資金	自己資金	その他	
1年目						
2年目						
3年目						
合計						

(注) 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入すること。

別記第3号様式(第8条関係)

その1

個人用収支計画書(経営等改善資金用)

(単位：千円)

		昨年の実績	年	年	年	年
漁業部門	収入	水揚げ高(A)				
	支出	水揚げ手数料				
		燃料代				
		漁具費				
		食料費				
		種苗費				
		餌料費				
		氷代				
		函代				
		修理費				
		消耗品費				
		乗組員給与				
		乗組員保険料				
		漁船保険料				
		営業費				
		公租公課				
		減価償却費				
		その他				
	合計(B)					
	漁業所得(C) = (A) - (B)					
漁業外部門	収入(D)					
	収入の内容()					
	支出(E)					
	支出のうち減価償却費					
	漁業外所得(F) = (D) - (E)					
家計	所得	漁業所得(C)				
		漁業外所得(F)				
	出費	生活費				
		沿岸漁業改善資金返済				
		その他の負債返済				
		その他の支出				
	合計(G)					
	収支差額(C) + (F) - (G)					

その2

団体用収支計画書(経営等改善資金用)

(単位：千円)

		昨年の実績	年	年	年
漁業部門	収入	水揚げ高(A)			
	支出	水揚げ手数料			
		燃料代			
		漁具費			
		食料費			
		種苗費			
		餌料			
		氷代			
		函代			
		修理費			
		消耗品費			
		乗組員給与			
		乗組員保険料			
		漁船保険料			
		営業費			
公租公課					
減価償却費					
その他					
	合計(B)				
	差引損益(C) = (A) - (B)				
漁業外部門	収入(D)				
	支出(E)				
	支出のうち減価償却費				
	差引損益(F) = (D) - (E)				
営業外収支	営業外収入				
	営業外支出				
	(うち借入金利息)				
	差引営業外損益(G)				
経常損益(C) + (F) + (G)					

その3

個人用収支計画書(青年漁業者等養成確保資金のうち経営開始資金用)

1 漁業収支見込み

(単位：千円)

時 期	月～ 月	月～ 月	月～ 月	月～ 月
対 象 魚 種				
漁 法				
収 入	水揚げ高(A)			
	水揚げ手数料			
支 出	燃料代			
	漁具費			
	食料費			
	種苗費			
	餌料費			
	氷代			
	函代			
	修理費			
	消耗品費			
	乗組員給与			
	乗組員保険料			
	漁船保険料			
	営業費			
	公租公課			
	減価償却費			
	その他			
	合計(B)			
	漁業所得(C) = (A) - (B)			

2 資金繰り見込み

(単位：千円)

経営開始後		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
年号		年	年	年	年	年
収入	漁業収入					
	漁業外収入					
	合計(D)					
支出	漁業経費					
	漁業外経費					
	生活費					
	沿岸漁業改善資金返済					
	その他の負債返済					
	その他の支出					
	合計(E)					
収支差額(D)-(E)						

- (注) 1 漁業外所得の欄には給与、家賃等の漁業以外の所得がある場合に記入すること。
 2 漁業収入及び漁業経費は、漁業収支見込みに基づき適切な額を見込むこと。

その4

団体用収支計画書(青年漁業者等養成確保資金のうち経営開始資金用)

1 漁業収支見込み

(単位：千円)

時 期		月～ 月	月～ 月	月～ 月	月～ 月
対 象 魚 種					
漁法・養殖方法					
収 入	水揚げ高(A)				
	水揚げ手数料				
支 出	燃料代				
	漁具費				
	食料費				
	種苗費				
	餌料費				
	氷代				
	函代				
	修理費				
	消耗品費				
	乗組員給与				
	乗組員保険料				
	漁船保険料				
	営業費				
	その他				
	合計(B)				
	漁業所得(C) = (A) - (B)				

2 資金繰り見込み

(単位：千円)

経営開始後		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
年号		年	年	年	年	年
漁業部門	収入(D)					
	支出(E)					
	支出のうち減価償却費					
	差引損益(F) = (D) - (E)					
漁業外部部門	収入(G)					
	支出(H)					
	支出のうち減価償却費					
	差引損益(I) = (G) - (H)					
営業外収支	営業外収入(J)					
	営業外支出(K)					
	(うち借入金利息)					
	差引営業外損益(L) = (J) - (K)					
経常損益(F) + (I) + (L)						

(注) 漁業収入及び漁業経費は、漁業収支見込みに基づき適切な額を見込むこと。

別記第4号様式(第9条関係)

水第 号

年 月 日

様

和歌山県知事 印

沿岸漁業改善資金貸付資格認定通知書

年 月 日に申請のあった沿岸漁業改善資金(資金)の貸付資格
の認定については、貸付けを受けることが適当であると認められるため、沿岸漁業
改善資金助成法第7条第1項の規定により、これを認定します。

別記第5号様式(第10条関係)

沿岸漁業改善資金貸付申請書

沿岸漁業改善資金貸付規則第10条の規定に基づき下記のとおり沿岸漁業改善資金(資金)の貸付けを受けたいので申請します。

年 月 日

和歌山県知事 様

所属漁協 _____
住所 _____

(フリガナ)

氏名(又は名称及び代表者職氏名) _____ 印
電話番号 _____

受	漁 協		年	月	日	番	
付	振 興 局		年	月	日	号	

資 金 種 類	償 還 期 間 (据置期間を含む。)	据 置 期 間	資 金 交 付 希望月日	借 り 受 け よ う と す る 事 業 費 及 び 申 請 額		
				事業計画	事業費	申請額
	年	年		千円	千円	千円

(注) 資金交付希望日は、特に希望がある場合のみ記入すること。

連 帯 保 証 人	住所	氏名	申請者との続柄

担 保 物 件	
---------	--

償還計画											委 託 漁 協
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目		
月 日	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	
	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円

申請者の概要	
氏名又は名称	
現在営んでいる事業開始の時期	
現在営んでいる事業の概要	
団体設立の時期	
資本金の額又は出資総額	
常時使用する従業者数 (又は会員数)	

(注)1 受付欄は、漁協及び振興局で記入するので記入しないこと。

2 現在営んでいる事業の概要には、主な漁法、主要な魚種及び主要な漁場を時期別に記載すること。

別記第6号様式(第10条関係)

水第 号

沿岸漁業改善資金貸付決定通知書

さきに申請された沿岸漁業改善資金()資金の貸付けについては、下記のとおり決定します。

年 月 日

様

郡 町 大字 番地

市

和歌山県知事

印

収納事務委託漁協	振 興 局	
----------	-------	--

資 金	種 類	貸付決定番号	貸 付 金 額
償 還 期 間		年 月 日	
償 還 方 法	償 還 期 日	金 額	摘 要
	第1回		
	第2回		
	第3回		
	第4回		
	第5回		
	第6回		
	第7回		
	第8回		
	第9回		
	第10回		
計			
連帯保証人		ほか 人	

借用証書提出期限	年 月 日	資金交付予定日	年 月 日
----------	-------	---------	-------

注 本決定をもって沿岸漁業改善資金の貸付けを確約するものではありません。

別記第7号様式(第11条関係)

収入印紙
貼 付

受理		年	月	日
受理		年	月	日
貸付決定	番号	号		
	年月日	年	月	日

沿岸漁業改善資金借用証書

資金名及び種類					
借受者の氏名(名称)					
住 所					
借入金 額	千円	償還 期 日 及 び 償 還 額	第1回	年 月 日	千円
			第2回	年 月 日	千円
			第3回	年 月 日	千円
			第4回	年 月 日	千円
			第5回	年 月 日	千円
			第6回	年 月 日	千円
			第7回	年 月 日	千円
			第8回	年 月 日	千円
			第9回	年 月 日	千円
			第10回	年 月 日	千円
償還 期 限	年	月	日		

本日上記のとおり和歌山県沿岸漁業改善資金を借用いたしました。ついで、和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借入金の償還は、支払期日に相違なく実行することを確約いたします。

契約年月日 年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名 印

上記資金の借受けにつき、和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借受者と連帯して債務を保証します。

氏名	印	住所	署名年月日

氏名	印	住所	署名年月日

(注)連帯保証人の数は、下表のとおりとする。

沿岸漁業改善資金を個人又は共同で借り受けた場合	借受額150万円未満では保証人1人以上 借受額150万円以上では保証人2人以上
沿岸漁業改善資金を団体が借り受けた場合 (理事を含める。)	保証人2人以上

沿岸漁業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

第1条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者(以下「甲」という。)は、和歌山県知事(以下「乙」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済するものとする。

- (1) 甲がこの借入金をこの証書に記載した資金の目的外に使用し、又は借入後長期にわたり使用しないとき。
- (2) 甲がこの資金の借入れに際し、又はその借入れ後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において乙に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事項の報告を怠ったとき。
- (3) 甲が和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則第13条の規定により貸付資格の認定の取消しを受けたとき。
- (4) 甲が仮差押え、差押え若しくは競売の申立てを受けたとき又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき若しくは自ら申し立てたとき。
- (5) 甲が支払を停止し、若しくは手形交換所から取引停止処分を受けたとき、又は清算に入ったとき。
- (6) 甲が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (7) 甲が乙に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限内に弁済しなかったとき。
- (8) この借入金により改良又は取得された機器等が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、担保に供され、又は公用収用されたとき。
- (9) 甲が和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (10) その他乙の債権保全上著しい支障があると認めたととき。

(報告)

第2条 甲は、事業実施後20日以内に乙に対し、事業実施報告書を提出するものとする。この場合において、団体で借り受けた場合には、事業実施報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印するものとする。

2 甲は、乙の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を乙に報告するものとする。

(弁済の充当)

第3条 甲及び甲の保証人は、弁済充当の指定権が乙にあることを承認する。

(違約金)

第4条 甲は、弁済期限の到来する日又は期限前償還を要求された場合における乙の指定する期日に償還金の支払をしないときは、その期日の翌日から支払の日まで、支払うべき金額に対し、年12.25パーセントの違約金を乙に支払うものとする。

2 甲は、沿岸漁業改善資金助成法第10条の規定による支払猶予の申請をした場合において支払期日を過ぎて支払猶予をしない旨の決定があった場合においても前項の規定による違約金を支払うものとする。

(連帯保証人)

第5条 表記連帯保証人は、この契約に基づく甲の一切の債務について甲と連帯して甲と連帯保証人間の契約のいかににかかわらず、これの履行の責めを負うものとする。

(連帯保証人の追加等)

第6条 甲は、乙が保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。

2 乙は連帯保証人の変更に関し甲から申出があり、これを適当と認めるときは、その変更を承認するものとする。

(履行の請求の効力)

第7条 乙が、連帯保証人の一人に対して履行の請求をしたときは、甲及び他の連帯保証人に対しても、その履行の請求の効力が生じるものとする。

(個人情報取扱)

第8条 甲及び連帯保証人は、乙及び沿岸漁業改善資金に係る収納事務委託先の漁業協同組合がこの契約に関して知り得た甲及び連帯保証人に関する個人情報を効率的な債権管理のために必要な範囲で共有することを承認する。

別記第 8 号様式(第 12 条関係)

沿岸漁業改善資金借受事業実施報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

借受者住所

氏名(又は名称)

代表者氏名 ㊟

さきに借受けた沿岸漁業改善資金()については、下記のとおり事業を完了したので報告します。

記

1 借受状況

貸付決定年月日	貸付決定番号	資金借受年月日	資金種類	借受金額
年 月 日	第 年度号	年 月 日		千円

2 事業実施状況

事業着工年月日	年 月 日			事業完了年月日	年 月 日			事業実施場所	計画と実績との相違点とその理由
事業名	数量	単価	金額	事業名	数量	単価	支払金額	領収証番号	
		円	円			円	円		
計				計					

(注) 領収証写添付

3 資金調達の実績

区 分	総事業費	資 金 調 達 明 細		
		沿 岸 漁 業 改 善 資 金	自 己 資 金	そ の 他
申請計画実績	円	円	円	円

(注) 共同で借り受けた場合は、個人別明細表を添付すること。

別記第9号様式(第14条関係)

受理	年	月	日
受理	年	月	日
受理	年	月	日

沿岸漁業改善資金支払猶予申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名又は名称

及び代表者氏名



年 月 日付け貸付決定(貸付決定番号第 号)で沿岸漁業改善資金を
借り受けましたが、下記のとおり支払の猶予を受けたいので申請します。

記

資金名及びその種類					
借受者の氏名又は名称					
借 受 金 額					
当 初 の 償 還 方 法	償 還 期 日			金 額	
	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	第8回	年	月	日	千円
	第9回	年	月	日	千円
	第10回	年	月	日	千円
変 更 後 の 償 還 方 法	償 還 期 日			金 額	
	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	第8回	年	月	日	千円
	第9回	年	月	日	千円
	第10回	年	月	日	千円
変 更 理 由					

(注) 支払猶予申請書(償還延期の申請)の原因となったことを証する下記の者の証明書を添付すること。

- 1 地震、台風、高潮等自然災害及び親族の死亡の場合は市町村長
- 2 火災の場合は消防署長又は市町村長
- 3 疾病及び負傷の場合は医師

4 盗難の場合は警察署長

別記第 10 号様式(第 15 条関係)

その 1(承認の場合)

沿岸漁業改善資金支払猶予決定通知書

猶予決定番号 年 第 号
年 月 日付け貸付決定番号第 号の沿岸漁業改善資金について
は、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

支払猶予決定者氏名(又は名称及び代表者氏名)様

住所 郡 町 番地
市

和歌山県知事

印

記

資金名及び資金の種類					
借受者の氏名又は名称					
借 受 金 額					
当 初 の 償 還 方 法	償 還 期 日				金 額
	第 1 回	年	月	日	千円
	第 2 回	年	月	日	千円
	第 3 回	年	月	日	千円
	第 4 回	年	月	日	千円
	第 5 回	年	月	日	千円
	第 6 回	年	月	日	千円
	第 7 回	年	月	日	千円
	第 8 回	年	月	日	千円
	第 9 回	年	月	日	千円
	第 10 回	年	月	日	千円
変 更 後 の 償 還 方 法	償 還 期 日				金 額
	第 1 回	年	月	日	千円
	第 2 回	年	月	日	千円
	第 3 回	年	月	日	千円
	第 4 回	年	月	日	千円
	第 5 回	年	月	日	千円
	第 6 回	年	月	日	千円
	第 7 回	年	月	日	千円
	第 8 回	年	月	日	千円
	第 9 回	年	月	日	千円
	第 10 回	年	月	日	千円

その2(不承認の場合)

水第 号
年 月 日

様

和歌山県知事 印

沿岸漁業改善資金支払猶予について

年 月 日付けで申請のあった支払猶予については、承認できないので
下記のとおり通知します。

記

1 資金名及び種類

2 貸付金額

3 償還の方法

償還の方法、償還額は当初の約定どおりとする。

4 支払猶予不承認の理由

別記第1号様式(第8条関係)

(令4規則40・全改)

別記第2号様式(第8条関係)

(令4規則40・全改、令6規則45・一部改正)

別記第3号様式(第8条関係)

(平18規則38・追加)

別記第4号様式(第9条関係)

(令4規則40・追加)

別記第5号様式(第10条関係)

(令4規則40・追加)

別記第6号様式(第10条関係)

(平7規則5・全改、平10規則17・一部改正、平18規則38・旧別記第3号様式繰下・一部改正、令2規則51・一部改正、令4規則40・旧別記第4号様式繰下・一部改正)

別記第7号様式(第11条関係)

(令4規則40・全改)

別記第8号様式(第12条関係)

(昭57規則8・平2規則33・平14規則53・一部改正、平18規則38・旧別記第5号様式繰下・一部改正、令4規則40・旧別記第6号様式繰下・一部改正)

別記第9号様式(第14条関係)

(平7規則5・全改、平14規則53・一部改正、平18規則38・旧別記第6号様式繰下、令4規則40・旧別記第7号様式繰下・一部改正)

別記第10号様式(第15条関係)

(平7規則5・全改、平18規則38・旧別記第7号様式繰下、令4規則40・旧別記第8号様式繰下・一部改正)